

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（自然公園法）	
規制の名称	営業許可等の資格要件	
規制の区分	緩和	
担当部局	自然環境局国立公園課	
評価実施時期	平成 30 年 2 月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条第 2 号において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。</p> <p>また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。</p> <p>これを踏まえ、指定認定機関の指定制度における成年被後見人等に係る欠格条項についても、内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われており、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成 29 年 12 月 1 日第 9 回内閣府成年後見制度利用促進委員会）において見直すこととされている。</p>	
想定される代替案	<p>今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画及び「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」に示された方針に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項の見直しを行うものであり、当該欠格事由を削除し、必要に応じ、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）を新設する以外の方法は想定できない。</p> <p>以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。</p>	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
遵守費用	欠格事由を単純削除する場合には遵守費用は発生しない。	—

	欠格事由を削除し、個別審査規定を設置するものについては、申請者等が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断するために必要な情報を提供するための費用が生じ得る。	
行政費用	本改正においては、成年被後見人又は被保佐人であること等を欠格事由とする現行法と比較して行政手続上大きな変更はない予定であり、行政費用の増加は見込まれない。	—
直接的な効果（便益）の把握	当該規制において、成年被後見人及び被保佐人の欠格条項を削除するとともに、必要に応じ、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）が設置されるため、今後は、成年被後見人及び被保佐人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。	—
副次的な影響及び波及的な影響の把握	特段想定されない。	—
費用と効果（便益）の関係	本改正案の結果として、遵守費用及び行政費用が一定程度発生する場合がある。しかし、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人及び被保佐人を営業許可等の欠格事由であるとして一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人及び被保佐人の人権の尊重、成年被後見人又は被保佐人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果（人権問題の解消※）が非常に大きいのに対し、必要な費用は社会的に受容されるべき程度のものであると考えられる。 （※）成年被後見人等に係る欠格条項をめぐっては訴訟も提起されている状況。	
その他の関連事項	内閣府に設置された成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされ、「内閣府において、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるととも	

	に、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである」との結論が得られた。
事後評価の実施時期等	欠格条項を削除するとともに個別審査規定を設ける場合には、政策評価のガイドラインに則り、5年間とする。
備考	